事例No.	1471
公表年度	R3
団体の属性	都道府県
団体名	茨城県

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

茨城県内における水道用水供給事業の事業統合

出典

地方公営企業の
抜本的な改革等に係る
先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	茨城県内における水道用水供給事業の事業統合
団体名	茨城県

《広域化等の類型及びその概要》

類型	事業統合
概要	県営の県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を事業統合することにより、旧事業間の水融通を可能とし、各地域の水需給過不足の解消を図ることとした。

○団体・事業の概要

団体名(事業名)	茨城県県南西広域水道用水供給事業
行政区域内人口(人)	1,423,952
行政区域内面積(㎢)	2,537.4
事業区分	水道事業(用水供給)
供用開始年月日	昭和35年12月
給水人口(人)	1,293,199
施設利用率(%)	75.8
有収率(%)	99.0
職員数(人)	86
営業費用(千円)	9,104,357
営業収益(千円)	11,090,215

※令和3年3月末時点。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

茨城県の県南地域及び県西地域は、県南地域広域的水道整備計画(昭和53年度)及び県西地域広域的水道整備計画(昭和54年度)を策定し、それぞれの地域において、広域的かつ長期的見地から水道の計画的整備の推進に努めてきた。

当該広域的水道整備計画の根幹は、県営の水道用水供給事業の実施であり、それぞれ、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を実施してきた。

(2)検討を開始した契機・導入過程

当該地域は、平成9年度当時、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備が計画されていたことに伴い、水需要の大幅な増加が見込まれていた。

このため、当時の36市町村2水道企業団(現在の21市町村等)は、既存の県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を統合した新たな水道用水供給事業の整備を促進することを目的とした「茨城県南西地域広域水道整備促進協議会」を設置し、具体的な検討を同協議会の専門委員会において行うこととした。

その後、平成13年度に、35市町村2水道企業団(統合により1市減)から、改正前の水道法第5条の2第2項に基づく広域的水道整備計画の策定要請があったことから、県は、県南西地域広域水道整備計画の検討を進めてきた。

しかしながら、平成の市町村合併や国土交通省による水源施設の事業見直しの影響を受け、計画策定には至らなかった。
この間、本県においては人口減少傾向が明らかとなり、水需要についても当時想定していた程の増加が見込めず、結果として、県南地域については水需給では余裕があり、県西地域では、水需給がひっ迫しているという水需給の過不足を生じる状況となった。このため、広域的水道整備計画についても、拡張のための計画から、合理化のための計画へと形を変えることとなった。

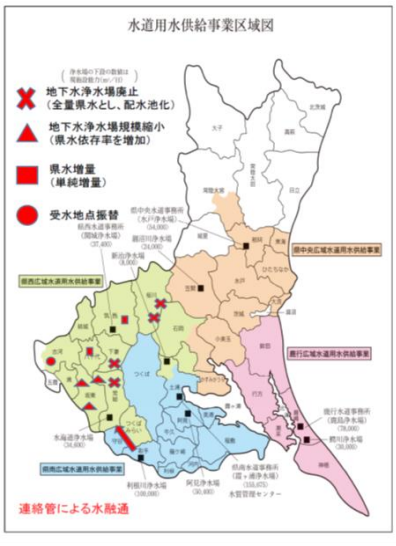
その後、平成30年度には、水道法が改正（令和元年10月施行）され、広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画へと形を変えることとなった。
令和元年度に、第33回、第34回目の専門委員会において、県は、県南広域水道用水供給事業と県南広域水道用水供給事業の統合案を提示し、関係21市町村等の同意を得たうえで、事業統合を行うこととした。

平成 9年度：茨城県南西地域広域水道整備促進協議会
平成13年度：県南西地域広域的水道整備計画策定要請
平成17年度：平成の市町村合併に伴う計画見直し
平成21年度：八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の事業見直し
平成23年度：八ッ場ダム事業継続決定
平成26年度：霞ケ浦導水事業事業継続決定
平成27年度：第31回専門委員会
平成28年度：第32回専門委員会
平成30年度：水道法改正
令和元年度：第33回専門委員会
　　第34回専門委員会⇒関係21市町村等から同意取得
令和2年度：県南広域水道用水供給事業として事業開始

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
当該地域は、全域が地下水規制区域であることから、県西地域での水不足に対応するためには、地下水の代替水源を確保する必要があった。
この際、県西地域に新たな水道用水供給事業側浄水場を整備するよりも、連絡管を整備し、県南地域からの余裕水を融通した方が、安価であったことから、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を事業統合し、水融通を可能とした。

(2)効果
①県南地域の水道事業者
　契約水量の見直しにより、経営基盤の強化（受水費の減）が可能となる。
②県西地域の水道事業者
　地下水代替水（県水）を確保することにより、地下水浄水場の更新費用を抑制（配水池化）することが可能となる。【約117億円：最大約159億円】
　県水受水地点の再配置による効率化を図ることが可能となる。
③水道用水供給事業者
　施設稼働率の向上により、給水原価低減が可能となる。
(参考)水道用水供給事業側整備　整備期間　令和3年度から令和10年度　概算事業費　103億円



ポイント
○県（企業局）と市町村が連携することにより、市町村の浄水場を廃止（配水池化）することが可能となる。

実現方策
○県営水道用水供給事業を既存の事業の枠にとらわれず、弾力的に活用し、代替水源とする。

連携の効果
◎県と市町村の二重投資を回避 【総コストの縮減＝経営基盤の強化】

地下水代替水（県水）確保の方法	備考	結果
県西広域水道用水供給事業の浄水場を新設	事業統合は不要であるが、高価	
連絡管を整備し、県南広域水道用水供給事業の余裕水を水融通	安価であるが、事業統合が必要	採用

市町村	地下水浄水場の廃止（配水池化）	効果（浄水場単純更新費用の抑制）	
桜川市	真壁浄水場 高久浄水場	約23億円 約16億円	
下妻市	宗道浄水場	約13億円	
常総市	石下東部浄水場	約23億円	
	石下西部浄水場（規模縮小）	約12．5億円	（最大約25億円（全廃止の場合））
坂東市	岩井浄水場（規模縮小） 猿島浄水場（規模縮小）	約16億円 約13．5億円	（最大約32億円（全廃止の場合）） （最大約27億円（全廃止の場合））
浄水場（浄水施設）廃止の効果のみ計上（規模縮小は2分の1計上）		約117億円	（最大約159億円（全廃止の場合））

※単純更新費用は、水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（厚生労働省水道課H23.12）により算定した。

3．広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割

県が主導となり、関係者（21市町村等）との調整を行った。
県南西広域水道用水供給事業を着実に推進するため、本地域における水道基盤強化計画を策定する。

4．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
水道用水供給事業と市町村水道事業との連携により、市町村所有の地下水浄水場の廃止（配水池化）を可能としたものである。
当該事業は、総務省と協議したうえで、水道広域化推進プラン該当事業として整理したことにより、県一般会計からの出資対象事業として整理している。なお、本県においては、令和4年度に広域化推進プランを策定する予定であるが、都道府県確認書により、先行着手している事例である。

(2)今後の課題等
茨城県水道ビジョン（令和4年2月）において、30年後（2050年）の目指すべき姿を「1県1水道」と位置付けたうえで、当面10年間で、各圏域毎に「経営の一体化」の手法により、広域化を進めていく方針を示したところである。
今後は、この方針に基づき、まずは、令和4年度に研究会を設置し、県と市町村等が一体となって、統合に向けた諸課題について、検討を進めていく考えである。

〇問合せ先

担当課	茨城県県民生活環境部水政課		
TEL	029－301-3431	MAIL	seiei3@pref.ibaraki.lg.jp